

予算決算委員会会議記録

1. 日 時	令和7年9月16日（火）9：27～10：53
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	堀毛宏章委員長、降矢杏奈副委員長、金崎美和委員、 原田豊彦委員、本多紀元委員、岡圭子委員、荒木礼子委員、 桐村裕一委員、小畠政行委員、隅田雅春委員、前田えり子委員、 渡辺拓道委員、稲山悟委員、野々村康委員、安井博幸委員、 大内正博委員、向井千尋委員、上田英樹委員
4. 欠席議員	
5. 協議事項	<p>議案第56号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第6号）</p> <p>議案第57号 令和7年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第58号 令和7年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第59号 令和7年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第60号 令和7年度丹波篠山市水道事業会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第61号 令和7年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算（第1号）</p>
6. 議事の経過	<p>堀毛委員長 挨拶</p> <p>堀毛委員長 開議宣告</p> <p>9：27 開議</p> <p>総務文教分科会座長報告</p> <p>■議案第56号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第6号） 原田座長より報告（別添参照）後、質疑応答。</p> <p style="text-align: center;">＜主な質疑応答等＞</p> <p style="text-align: center;">— 質疑なし —</p> <p>民生福祉分科会座長報告</p> <p>■議案第56号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第5号）</p> <p>議案第57号 令和7年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第58号 令和7年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第59号 令和7年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算（第1号）</p>

稲山座長より報告（別添参照）後、質疑応答。

＜主な質疑応答等＞

安井委員

地域医療対策事業費に関する件です。過去5年間の補助金は年間1,500万円であったが、今回からの5年間は300万円の増額をして1,800万円にするということだったと思います。その費用は今説明がありましたように、助産師3名の雇用にかかる費用だということですが、5年前の時点では1,500万円の補助金でしたが、助産師1人につき500万円で足りていたのでしょうか。その時点から既に費用が不足していたけれども、全額を補助金で賄えてないままに運用してきたのでしょうか、状況を教えてください。

稲山座長

本分科会につきましては、昨年度の実績のみで審査をさせていただいておりますので、5年前の人件費がどうであるかというところについては審査をしておりません。今後、決算審査等ありますので、状況等を確認していきたいと思っております。

安井委員

今回1,800万円になれば、3人の助産師の雇用は100%市の補助金で賄えると考えて良いのでしょうか。

稲山座長

平日の昼間、夜間のそれぞれのタマル産婦人科の医療体制について、それから助産師の配置体制の表を分科会で資料を提出いただいて審査をしております。その資料を見る限りでは、この額でこれからも維持ができると考えておりますが、今後の人件費等の増もあると思っておりますので、それについては流動的な部分あるかもしれませんが、当面はこの額で維持できると考えております。

安井委員

当面はこれで維持できるけれども、5年間の契約ですから将来的には不足するかもしれないということですね。その場合は1,800万円の協定書のままで、不足分についてはタマル産婦人科で助産師の雇用の費用を出されるのか、それともさらに補正予算を申請して補助金を出さなければならないのか。

稲山座長

分科会ではそういったところまで審査しておりません。協定書は市が結ぶものでありますから、タマル産婦人科からそういったことが出てきた場合には、市執行部において協議をされ、必要に応じて議会に補正予算等が上がってくると思っております。今回の審査については、あくまで昨年度の実績と現在の状況を踏まえた上での審査報告ということで御理解頂きたいと思っております。

産業建設分科会座長報告

■議案第56号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第5号）

議案第60号 令和7年度丹波篠山市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第61号 令和7年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算（第1号）

荒木座長より報告（別添参照）後、質疑応答。

<主な質疑応答等>

安井委員

都市計画事業費ですけども、これはJ R篠山口駅周辺の活性化のためのコンサルタントへの委託費というふうに考えていいわけですね。

荒木座長

今回J R篠山口駅周辺まちづくり会議へ補助する金額、全額がコンサル料になりますが、そちらの団体にする補助するという考えで補正予算にかかったものです。

安井委員

最終的にはコンサルへ行くお金っていうことですね。以前、まちづくり会議で関西大学の教授のもとで、将来こういうふうなまちづくりにしたらいいねというのは、今までやっていただいたんですけども、それがコンサルのほうにも意向を伝えて反映したものが出てくるという考えでいいんですね。

荒木座長

J R篠山口駅周辺まちづくり会議の中ではどのようにすれば活性化につながるのかを今、模索されている段階ですので、J R西日本コンサルタンツにソフト面の助言なり相談、提言を求めるために委託されるものです。そちらをどのように考えられているのかはJ R篠山口駅周辺まちづくり会議さんのほうで考えていかれるものと考えています。

野々村委員

国庫補助道路整備事業で橋梁点検が大幅に減額になって点検できる橋の数が199の計画から48に、率にして24.1%しかできないという結果になって減額ということですが、なぜこれほど国費の補助がつかなかったのか。その辺の原因についての質疑等あれば説明をお願いいたします。

荒木座長

内示率が低くなったことについては、委員会の中で説明や質疑はありませんでした。

野々村委員

先ほども法でというような形でご報告をいただきましたが、道路法施行規則の中で、橋梁等につきましては近接目視により、5年に1回の頻度で行うことを基本とするということで、市道については管理責任が市にあります。この5年に1度の施行規則に反して、6年に延びることによって、市の責任等を問われる可能性はありませんでしょうか。そういう議論、質疑はありましたでしょうか。

荒木座長

法律により5年に一度実施することとなっているということは確かでございます。今年度を実施を点検するものについては、前回は令和2年度に点検を行っておりまして、来年度以降のものにつきましては5年間のうちに全部点検が完了しているものと思われます。そして、当局のほうからは、そういった法に触れる等の説明はございませんでした。

野々村委員

先ほど座長が説明していただいたように、5年前に点検したものについて、緊急的に補修する部分に必要な部分については補修はされていると。だから5年前の点検の悪いところはもうないですよと。ただ、それ以降、この5年間に損傷が発生しているものがあると思われるんです。7年度に点検して悪かったらすぐに直す必要があると思うんですが、それが5年ごとに点検をするという道路法施行規則の第4条の5の5、第1号に定められている条文があるわけです。それを、道路法施行規則のルールを破って1年間延ばすことによって、その間に道路が損傷し市民に影響を与えた場合については、市の瑕疵の発生というように考えられるんです。そのことについて、分科会のほうでは、委員の皆様の議論はなかったということで理解したらよろしいでしょうか。

荒木座長

委員会審査の中ではそのような議論はございませんでした。

議員間討議

堀毛委員長

討論、表決に入る前に、全体を通して何か御意見はありませんか。

安井委員

先ほどの国庫補助道路整備事業に関して、本来5年おきに点検しなければならないとされているものを遅らすわけですが、分科会において、何かあった場合に市に瑕疵があると問われることに関しての議論がされなかったことを危惧しています。先送りをして点検を何時かはしなければいけないので、後の仕事が増えて、その際には補助金がもらえずに一般財源ですべて賄わなければならないのではないかという不安を感じます。橋梁点検に係る費用の減額を安易に認めていいのかと感じたんですが、ほかの委員の皆様がどのように感じているのか知りたいと思います。

隅田委員

分科会のなかで質問をさせていただいたところの議事録を読ませていただきますが、「再度確認ですが、800ちょっとの橋の数があったと思うんですが、基本的にはちゃんと点検がされて、危ないところは補修もしているので、整備ができていない橋はないという橋はないという認識で良いということですね。」との質問に対して、

当局が「その認識で間違いありません。実際、私たち職員の方でも現場を見る限り、危険性が高い橋は確認されていませんので、安心しております。」と答えられています。今年は数が減っていますが、5年に1度は800余りの全橋梁を点検しているとの答弁でしたので、それで問題ないという判断をしました。

堀毛委員長

ほかに御意見はありませんか。

— 発言なし —

堀毛委員長

ご意見がないようですので、今回は市長への確認質問は行いません。ここで暫時休憩とします。

(休憩 10:27～10:50)

討論・表決

堀毛委員長

それでは、日程第8の表決を議題とし、これから討論を行います。討論は一括して行います。討論はありませんか。

— 討論なし —

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

堀毛委員長

つづいて、採決を行います。

議案第56号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第5号）

議案第57号 令和7年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和7年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 令和7年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第60号 令和7年度丹波篠山市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第61号 令和7年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算（第1号）

— 賛成全員で可決 —

堀毛委員長

委員会の審査報告については、正副委員長に一任願いたいですが、ご異議ありませんか。

— 異議なし —

堀毛委員長

本日の会議は会議記録については、事務局に調製させ、委員長、副委員長において内容確認を行いたいと思います。また、委員会の審査報告

についてもご一任願いたいが、御異議ありませんか。

－ 異議なし －

降矢副委員長 挨拶

堀毛委員長 散会宣告

10:53 散会